

平成 28 年度事務事業評価実施方針

1 趣旨

北海道政策評価条例（平成 14 年北海道条例第 1 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会が行う平成 28 年度事務事業評価に関する実施方針を定める。

2 基本的な考え方

- (1) 平成 28 年度政策評価基本方針第 2 の 1 (5) の規定により、事務事業評価を実施する。
- (2) 実施に当たっては、事業費に加えて事務や事業の実施に係る人件費を含めたフルコストによる評価とする。
- (3) 事務事業評価に当たっては、「北海道総合計画（以下「総合計画」という。）」、「北海道教育推進計画（改定版）」や知事公約などの着実な推進を図るとともに、「行財政運営方針」に基づき、歳出の削減・効率化を推進するため、施策評価や平成 27 年度の事務事業評価の結果等を踏まえ、事務事業の厳しい取捨選択や横断的業務の推進など、徹底した点検・検証を行い、限られた行財政資源を最大限に活用することにより、道政上の課題への対応と規律ある財政運営との両立を図るものとする。

3 評価の対象

平成 28 年 4 月 1 日現在で平成 28 年度予算に計上されている事業（以下「予算事業」という。）に加えて、職員配置の基礎となっている全ての分掌事務とする。

4 評価の単位

- (1) 予算事業については、平成 28 年度北海道予算に関する説明書の説明欄に記載の事業を構成する細事業とする。
- (2) 予算事業以外の事務事業については、許認可事務や予算事業実施に係る内部管理事務など、施策の推進に関連して実施する事務を、別に定めるマニュアルに基づき設定する。

5 評価の視点

- (1) 総合計画を起点とした施策推進体系に沿って整理した施策を構成する事務事業成果指標の達成度合等を踏まえつつ評価を実施する。
 - ア 事務事業の必要性（社会的ニーズに適合しているか）
 - イ 国、市町村、民間との役割分担の明確化（道が実施することが妥当か）
 - ウ 事務事業の有効性（事務事業の執行が、施策の目標達成に結びついているか、事務事業の手法が施策の目的達成のために効果的か、関係部局と連携による効果的な推進など）
 - エ 施策水準の妥当性（道が単独事業あるいは国庫補助事業などで国の財源措置の水準を超えて事業を実施することの妥当性など）
 - オ 民間能力の活用（民間委託や民間ノウハウを活用できる事務事業ではないか）
 - カ 事務事業の対象・手段
 - (イ) 事務事業コスト（事務事業コストのさらなる削減）
 - (i) 対象・手段（地域力や協働の推進など事務事業の対象や手段の改善）
 - キ 執行体制の見直し
 - (イ) 執行体制の簡素化・効率化
 - (i) 関連事務との集約化・一元化
 - ク 事務事業の緊急性・優先性
 - (イ) 緊急性（事務事業に緊急性はあるか）
 - (i) 優先性（限られた経営資源の中で優先的に取り組む必要があるか）
 - ケ 事務事業の休廃止（事務事業の休廃止は可能か）
 - コ 効果的・効率的な予算執行（予算が効果的・効率的に執行されているか）
- (2) (1) 以外の事務事業
上記のオ～コの視点に基づき、点検・検証する。

6 評価の時点

評価の時点は中間評価とし、平成 28 年 8 月 1 日現在の進捗状況等に基づき評価を実施する。

7 評価の実施方法

- (1) 重点点検事項

事務事業について、上記5の評価の視点から点検・評価を実施するが、特に次の事項について、重点的な点検・評価を実施する。

ア 前年度に二次政策評価意見を付した事務事業

前年度に二次政策評価意見を付した事務事業については、前年度二次政策評価意見への対応状況や改善状況、意見内容に即した推進状況などを点検する。

イ 施策目標達成への事務事業の有効性の検証

(ア) 道庁の総合力の発揮や事業実施の効果を高める視点から、同一施策内や施策間において事務事業の連携が行われているか点検する。

(イ) 終期が設定されていない事務事業について、当該施策の目標達成に結びついているか、事務事業の手法が施策の目的達成のために効果的か点検する。

ウ 行財政運営方針の行政改革の取組の推進事項に係る事務事業

「業務改革工程表」の年度計画に沿った取組が行われているか点検する。

(2) 評価調書の作成

ア 各課は、事務事業評価調書（以下「評価調書」という。）（別紙様式）を作成し、8月17日までに教育政策課に提出する。

イ 教育政策課は、各課が作成した評価調書を取りまとめ、点検を行い、8月31日までに総務部行政改革局行政改革課に提出する。

8 外部意見の反映

評価の客観的かつ厳格な実施を図るため、評価の過程において、北海道政策評価委員会基本評価等専門委員会（以下「専門委員会」という。）から意見を聴取するなど、外部意見の活用に努めるものとする。

9 評価結果の反映

評価の結果については、総合計画の推進管理等（行財政運営方針の「業務改革工程表」を含む）並びに予算の編成及び執行、組織及び機構の整備に適切に反映させるものとする。

10 評価に関する情報の公表

評価に関する情報（評価調書、専門委員会議事録、評価の結果等）については、道民にとって容易に入手できる方法で積極的な公表に努めるとともに、当該政策の所管部局においても縦覧及び配付用資料の配付を行うものとする。

11 政策評価の充実

PDCAサイクルに基づく成果志向の行財政運営基本システムの強化に向けて、政策評価制度の改善・充実に努めるとともに、政策評価に関する研修機会の確保や評価実施マニュアルの作成など職員の資質の向上に努めるものとする。

12 道民参加の推進

(1) 評価の実施に当たっては、北海道のホームページのほか各種広報媒体による意見の公募など、道民が意見を述べる機会が確保されるよう努めるとともに、道民の意見の政策評価への適切な反映に努めるものとする。

(2) 道民の意見の政策評価への反映状況については、適時に公表する。

13 留意事項

(1) 評価調書の作成に当たっては、道民への説明責任を果たすよう、できるだけ分かりやすく、客観的な記述とすること。

(2) 評価に当たっては、二次政策評価の視点を念頭に置いて行うこと。

(3) 評価に当たっては、施策評価と連動した評価を行うこと。

(4) 評価に当たっては、企画・予算・人事の各部門が連携を強化して実施すること。

(5) 評価の時点以降において、事務事業の内容に大きな変更が生じた場合は、速やかに教育政策課と協議すること。

教育政策課は協議を受けた事案について、速やかに総務部行政改革局行政改革課と協議すること。

14 実施に係る細目

その他評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。